ＥＢＰＭ推進委員会の開催について

（令和５年３月３１日
行政改革推進会議決定）

１　社会の複雑化や環境の変化が加速している中、統計等データに基づいて機動的・柔軟に政策を見直し、未知の課題には試行錯誤も辞さず果敢に取り組むことにより、政策をより良いものとし、ひいては国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、エビデンス（根拠）に基づく政策立案を政府全体として推進する体制として、行政改革推進会議の下に、ＥＢＰＭ推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

　委員会は、行政事業レビューにおけるＥＢＰＭの実践を進めるため、各府省庁の行政事業レビュー推進チームに対してＥＢＰＭ推進の方針を示しつつ取組を進める。

２　委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認める場合は、行政事業レビュー推進チームのメンバーを始めとする関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の関係者の出席を求めることができる。

会長	内閣官房副長官補（内政担当）
副会長	内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長）
構成員	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
	デジタル庁統括官（戦略・組織担当）
	総務省行政評価局長
	総務省政策統括官（統計制度担当）
	会長の指定する官職にある各府省庁のＥＢＰＭ統括責任者

３　委員会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁統括官（戦略・組織担当）、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。

４　前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

附　則

１　この決定は、令和５年４月１日から施行する。

２　「ＥＢＰＭ推進委員会の開催について」（令和３年 10 月 25 日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）が廃止されたことに伴い、当該決定に基づき開催された会議において決定した事項、検討した事項等（「ＥＢＰＭ推進委員会の開催について」（平成 29 年７月 31 日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）に基づき開催された会議から引き継がれた事項等を含む。）については、委員会に引き継がれるものとする。

ＥＢＰＭ推進委員会の構成員の官職の指定について

令 和 ５ 年 ４ 月 １０ 日
ＥＢＰＭ推進委員会会長決定
令和５年９月 28 日一部改正
令和６年９月 20 日一部改正

「ＥＢＰＭ推進委員会の開催について」（令和５年３月 31 日行政改革推進会議決定）第２項に規定する「会長の指定する官職にある各府省庁のＥＢＰＭ統括責任者」として、下記に掲げる官職を指定する。

記

人事院事務総局審議官
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
警察庁長官官房政策立案総括審議官
個人情報保護委員会事務局次長
カジノ管理委員会事務局次長
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
消費者庁政策立案総括審議官
こども家庭庁長官官房長
復興庁審議官
総務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省大臣官房政策立案参事官
財務省大臣官房政策立案総括審議官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房政策立案総括審議官
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房政策立案総括審議官
原子力規制委員会原子力規制庁次長
防衛省大臣官房政策立案総括審議官